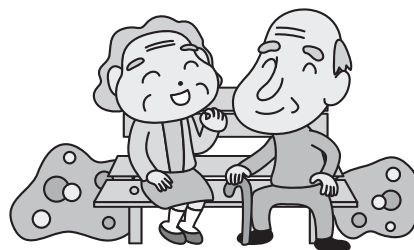


長寿医療制度のお知らせ

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方のうち、保険料を年金からお支払いされている方は、8月が本年度3期目のお支払い月です。

また、納入通知書又は口座振替によるお支払いをされている方は、8月31日が第2期分の納期限となっています。

なお、平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置（均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）により平成20年8月の年金からのお支払いで終わっていた方は、今年度の保険料のお支払い方法が、以下のとおり年度途中で変わりますので、ご注意ください。



▶昨年度の8月の年金で20年度保険料のお支払いが終わった方の今年度保険料のお支払い方法◀

: 年金からのお支払い : 口座振替によるお支払い : 納入通知書または口座振替によるお支払い

お支払い方法	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「年金」からお支払いの方	納付書等	納付書等	納付書等	年金		年金		年金	
	(9月までは納入通知書又は口座振替)			(10月以降は年金からのお支払いとなります)					
「口座振替」でお支払いの方	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替			

※年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方は、10月以降も納入通知書または口座振替によるお支払いとなります。

❖交通事故などにあったとき

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をしたとき、本来、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、損害賠償の都合などにより保険証を使って治療することができます。かった医療費は、長寿医療制度が一時的に立て替えて、後で加害者に請求することになります。

👉 まずは警察に連絡しましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に連絡し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

👉 必ず役場担当係に届け出しましょう

保険証、加入者（被保険者）の印鑑、事故証明書をもって、「第三者行為による被害届」の申請をしてください。

■問い合わせ先／

- 北海道後期高齢者医療広域連合 ■011-290-5601
- 役場本庁保健福祉課高齢者医療係 ■0137-84-5111
- 瀬棚総合支所保健福祉課高齢者医療係 ■0137-87-3311
- 大成総合支所町民福祉課高齢者医療係 ■01398-4-5511

高額医療・高額介護合算療養費制度

～医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました～

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減する制度です。医療保険と介護保険の自己負担を合算し、限度額を超えた場合は超えた額が支給されます。

【自己負担限度額（年額）】

所得区分		被用者保険又は国保 ＋介護保険 （70歳未満）	被用者保険又は国保 ＋介護保険 （70歳～74歳）	後期高齢者医療 ＋介護保険
現役並み所得者① （上位所得者）②		126万円 ＜168万円＞	67万円 ＜89万円＞	67万円 ＜89万円＞
一般 ③		67万円 ＜89万円＞	56万円 ＜75万円＞	56万円 ＜75万円＞
非課税 世帯	低所得Ⅱ ④	34万円 ＜45万円＞	31万円 ＜41万円＞	31万円 ＜41万円＞
	低所得Ⅰ ⑤		19万円 ＜25万円＞	19万円 ＜25万円＞

※自己負担額の計算期間は8月1日から翌年7月31日までの1年を単位としますが、平成21年度に限り平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16カ月間で計算することもできます。その場合の自己負担限度額は＜ ＞内の金額になります。

①～高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の負担割合が「3割」となっている方の世帯（70歳以上）

②～被用者保険：標準報酬月額53万円以上の方の世帯（70歳未満）

国保：所得合計が600万円を超える世帯（70歳未満）

③～①・②・④・⑤以外の世帯

④～住民税非課税世帯

⑤～④のうち所得が一定以下の世帯（年金収入80万円以下等）

◆医療保険ごとに合算されますので、同一世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません。

◆70歳未満の方の医療費は、月額21,000円以上の自己負担額のみを合算対象とします。

【支給例】（後期高齢者医療制度で一般世帯の場合）



支給対象となる後期高齢者医療被保険者・国民健康保険被保険者の方には12月頃にお知らせしますので、お知らせが来た場合は下記の窓口に申請してください。ただし、平成20年4月以降に市町村を越える転居をした方、医療保険の異動があった方についてはお知らせができない場合があります。

■問い合わせ先／

役場本庁及び各総合支所の国保医療係・高齢者医療係・介護保険係

■本庁 0137-84-5111 ■瀬棚総合支所 0137-87-3311 ■大成総合支所 01398-4-5511